

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による医療機関の廃止の届出 (同) 一
- 平成三十年における主要農作物の原種の価格 (農産園芸環境課) 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件) (農村振興課) 二
- 公有水面埋立ての免許出願 (水産業基盤整備課) 二
- 道路の区域変更(二件) (道路課) 三
- 道路の供用開始(二件) (同) 三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 四
- 土砂災害警戒区域の指定 (同) 五
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 六
- 選挙管理委員会 (都市計画課) 六
- 証票の無効 六

告 示

○宮城県告示第七十九号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|--------------------|-----------|
| 薬局アリエス | 大崎市古川台町三十七 | 平成三十年一月一日 |
| 名取医院 | 角田市角田字南六十一番地一 | 平成三十年一月一日 |
| しのはらクリニック | 登米市米山町西野字西野前二百二番地一 | 平成三十年一月一日 |

○宮城県告示第八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|--------|---------------------------|---------------|
| 菊池歯科医院 | 大崎市古川駅前大通四丁目三十七 菊池ビル二階 | 平成二十九年十二月十五日 |
| 名取医院 | 角田市角田字南六十一番地一 | 平成二十九年十二月三十一日 |

○宮城県告示第八十一号

主要農作物原種配付規則(平成十四年宮城県規則第四十四号)第三条第一項の規定により、配付する原種の価格を次のとおり定めた。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 種 類 | 原 種 一 キ ロ グ ラ ム 当 た り の 価 格 |
|---------|-----------------------------|
| 稲 うるち | 三百九十八円 |
| 稲 もち | 四百七十八円 |
| 大豆 大・中粒 | 六百五十四円 |

大豆 極小粒

八百七円

○宮城県告示第八十二号

県営針生前地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年一月三十日から平成三十年二月二十八日まで

三 縦覧場所

村田町役場

○宮城県告示第八十三号

県営荒浜北部地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年一月三十日から平成三十年二月二十八日まで

三 縦覧場所

亘理町役場

○宮城県告示第八十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成三十年一月十一日

二 出願人の名称

気仙沼市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種石浜（唐桑）漁港区域内

気仙沼市唐桑町明戸三三三番地及び馬場二六六番地一に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結ぶ平成二十八年の秋分の満潮位（DL+1.50メートル）における公有水面と突堤との境界線

○の地点 一級基準点H二三一六（北緯三八度五四分五・三三秒、東経一四一度三八分五〇・九三秒）から一六三度〇二分一九秒七五二・二九メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二五三度四二分四三秒 三七・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一六三度四二分四三秒 七・二二メートルの地点

④の地点 ③の地点から 一〇七度〇四分〇一秒 五・三三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 八八度〇三分四六秒 二八・四八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 三四度一八分四二秒 六・三〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 七三度五五分四五秒 〇・〇八メートルの地点

(三) 面積

四九〇・八九平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種石浜(唐桑) 漁港区域内

気仙沼市唐桑町明戸三三三番地、二〇〇番地七、馬場一三番地二、二六六番地一、二六六番地四、二六六番地七及び二六六番地八の地内並びに明戸三三三番地、馬場二六六番地一及び二六六番地四に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 一級基準点H二二一六(北緯三八度五四分五五・三三秒、東経一四一度三八分五〇・九三秒) から一六一度五三分四一秒七九・三一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 二五三度四二分四九秒 九六・五七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 一六三度四二分四三秒 八〇・六九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 七三度四二分四九秒 三〇・七六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 三三度五〇分一七秒 二六・四二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 七三度四二分四九秒 九・八二メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 一三一度一三分一六秒 六・四八メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 五五度〇二分二七秒 一二・一七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 二八度一七分〇六秒 五・六四メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 七三度四二分四九秒 一六・七四メートルの地点

(三) 面積

六、八五六・二一平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

平成三十年一月三十日から平成三十年二月十九日まで

○宮城県告示第八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台北木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 荒浜港今泉線
- 三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | | 敷地の幅員(メートル) | 敷地の延長(メートル) | 備考 |
|-------|---|-------|---|-------------|-------------|----------------------------|
| 前 | 後 | 前 | 後 | 六・〇 | 一、一五二・四 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| A | B | A | B | 二一・〇 | 一、一四二・〇 | |
| 前 | 後 | 前 | 後 | 八・二 | 二〇四・八 | |
| A | B | A | B | 一九・八 | 一、一四二・〇 | |
| 前 | 後 | 前 | 後 | 一〇・八 | 一、一四二・〇 | |
| A | B | A | B | 八・二 | 一、一四二・〇 | |
| 前 | 後 | 前 | 後 | 二・二 | 一、一四二・〇 | |
| A | B | A | B | 一・八 | 一、一四二・〇 | |

○宮城県告示第八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | | 敷地の幅員(メートル) | 敷地の延長(メートル) |
|-------|---|-------|---|-------------|-------------|
| 前 | 後 | 前 | 後 | 六・〇 | 六・七 |
| A | B | A | B | 二一・四 | 六・七 |
| 前 | 後 | 前 | 後 | 二・二 | 六・七 |
| A | B | A | B | 一・七 | 六・七 |

○宮城県告示第八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。
その関係図面は、平成三十年一月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北
木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-----------|--------|---|-----------------|
| 道路の 種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
| 県道 | 荒浜港今泉線 | 巨理郡巨理町荒浜字隈濁無番地先から 同郡同町荒浜字山神一―五番二地先まで | 平成三十年 一月三十一日 |

○宮城県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土
木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-----------|-------|--|----------------|
| 道路の 種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
| 県道 | 女川牡鹿線 | 牡鹿郡女川町高白浜字尾畑二九番二地先から 同郡同町高白浜字尾畑無番地先まで | 平成三十年 一月三十日 |

○宮城県告示第八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区
域に指定する。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|-------|-------------------------------------|--------|-----------------------------------|------|
| 区域の名称 | 土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類 | 区域の所在地 | 建築物の構 造の規制に 必要な衝撃 項に関する事 | 縦覧場所 |
|-------|-------------------------------------|--------|-----------------------------------|------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------|---------------------|--------------------|----------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 赤柴 | 大福地の2 | 大福地の1 | 原 | 狐崎沢3 | 狐崎沢 | 荻浜沢 | 山居沢3 | 山居沢 | 小竹浜沢 | 山居沢2 | 狐崎の3 | 侍浜の2 | 侍浜の1 | 小竹浜の3 | 狐崎の2 | 狐崎 | 西山 | 小竹浜の2 | 小竹浜の1 | |
| 急傾斜地 の崩壊 | 急傾斜地 の崩壊 | 急傾斜地 の崩壊 | 急傾斜地 の崩壊 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜地 の崩壊 | 急傾斜地 の崩壊 | 急傾斜地 の崩壊 | 急傾斜地 の崩壊 | 急傾斜地 の崩壊 | 急傾斜地 の崩壊 | 急傾斜地 の崩壊 | 急傾斜地 の崩壊 | 急傾斜地 の崩壊 | |
| 石巻市三輪田字赤柴上（次の図のとおり） | 石巻市福地字中原（次の図のとおり） | 石巻市福地字加茂崎（次の図のとおり） | 石巻市針岡字小弁蔵（次の図のとおり） | 石巻市狐崎浜字狐崎屋敷（次の図のとおり） | 石巻市狐崎浜字狐崎屋敷（次の図のとおり） | 石巻市荻浜字田ノ浜山（次の図のとおり） | 石巻市小竹浜字小竹（次の図のとおり） | 石巻市小竹浜字山居山（次の図のとおり） | 石巻市小竹浜字梅木（次の図のとおり） | 石巻市小竹浜字洲土歩山（次の図のとおり） | 石巻市狐崎浜字狐崎浜（次の図のとおり） | 石巻市侍浜字侍浜（次の図のとおり） | 石巻市侍浜字侍浜（次の図のとおり） | 石巻市侍浜字侍浜（次の図のとおり） | 石巻市小竹浜字小竹浜（次の図のとおり） | 石巻市狐崎浜字狐崎屋敷（次の図のとおり） | 石巻市狐崎浜字狐崎屋敷（次の図のとおり） | 石巻市荻浜字田ノ浜山（次の図のとおり） | 石巻市小竹浜字小竹浜（次の図のとおり） | 石巻市小竹浜字小竹浜（次の図のとおり） |
| 次の図のとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城東部土木事 務所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------------|--|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 水上沢 | 薄沢口沢 | 関沢 | 笠神一丁目 の5 | 笠神一丁目 の4 | 笠神一丁目 の3 | 台山の3 | 台山の2 | 台山 | 寺沢 | 羽坂ノ沢 | 荒の1 | 石道入の2 | 大土の3 | トヤケ森の2 | 中里前の1 | 加茂崎の2 | 加茂崎の1 | 大土の2 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 刈田郡七ヶ宿町字宮前、水上口、町尻道上、宮中、二渡前、道ノ下、ハツ分、掛ヶ下(次の図のとおり) | 刈田郡七ヶ宿町字俣ノ上、豊後沢、薄沢口、道下、中川原(次の図のとおり) | 刈田郡七ヶ宿町字、愛宕山、松原、新雷神、雷神前、雷神上、天苅沢、孫沢、蒲木(次の図のとおり) | 多賀城市笠神一丁目(次の図のとおり) | 多賀城市笠神一丁目(次の図のとおり) | 多賀城市笠神一丁目(次の図のとおり) | 多賀城市下馬三丁目(次の図のとおり) | 多賀城市下馬三丁目(次の図のとおり) | 多賀城市下馬三丁目(次の図のとおり) | 石巻市雄勝町立浜(次の図のとおり) | 石巻市雄勝町羽坂(次の図のとおり) | 石巻市雄勝町船越(次の図のとおり) | 石巻市福地字石道入(次の図のとおり) | 石巻市大森字大土(次の図のとおり) | 石巻市北境字トヤケ森(次の図のとおり) | 石巻市三輪田字中里(次の図のとおり) | 石巻市福地字小田内(次の図のとおり) | 石巻市福地字加茂崎(次の図のとおり) | 石巻市大森字新大土(次の図のとおり) |
| 次の図のとおり | | | 次の図のとおり | | | | | | 次の図のとおり | | | | | | | | | |
| 宮城県土木部防災課及び宮城大河原土木事務所 | | | 宮城県土木部防災課及び宮城仙台東土木事務所 | | | | | | 宮城県土木部防災課及び宮城仙台東土木事務所 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 御熊沢 | 峠田沢 | 豊後沢 | 笠神五丁目 | 狐崎沢2 | 大越沢 | 山居沢5 | 区域の名称 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 刈田郡七ヶ宿町字湯原、東口道上、東口道下、南浦畑(次の図のとおり) | 刈田郡七ヶ宿町字俣ノ上、町尻、地蔵前、滝下、沼田、中川原、上川原(次の図のとおり) | 刈田郡七ヶ宿町字山伏坂、豊後沢、道下(次の図のとおり) | 多賀城市笠神五丁目(次の図のとおり) | 石巻市狐崎浜字狐崎屋敷(次の図のとおり) | 石巻市侍浜字西畑(次の図のとおり) | 石巻市小竹浜字井スナ(次の図のとおり) | 区域の所在地 |
| 宮城県土木部防災課及び宮城大河原土木事務所 | | | 宮城県土木部防災課及び宮城仙台東土木事務所 | | 宮城県土木部防災課及び宮城東部土木事務所 | | |

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九十号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|--------------------|
| 大萱沢 | 油畑沢 | 横川沢1 | 柳沢山の1 | 関の1 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |
| 刈田郡七ヶ宿町字大萱、油畑(次の図のとおり) | 刈田郡七ヶ宿町字大萱、油畑、町下(次の図のとおり) | 刈田郡七ヶ宿町字大萱、油畑、町下(次の図のとおり) | 刈田郡七ヶ宿町字湯原、柳沢山、町裏(次の図のとおり) | 刈田郡七ヶ宿町字関(次の図のとおり) |
| 縦覧場所 | | | | |

熊沢

土石流

刈田郡七ヶ宿町字大萱、油畑、町下（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年一月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

名取市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画墓園事業

2 名称

一号 名取市民墓地公園

三 事業施行期間

平成二十七年六月二十三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

平成二十七年六月二十三日宮城県告示第六百七十二号の事業地のうち名取市小塚原字西土手外、同字大南において事業地を変更する。

2 使用の部分

変更なし

選挙管理委員会

○宮選管告示第十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、平成三十年一月十九日以降無効とする。

平成三十年一月三十日

記

証票番号

㊦ 第二号の〇〇一

証票番号

㊧ 第二号の〇〇一

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫